

医療・福祉問題研究会会報

NO. 132
2017.1.7

医療・福祉問題研究会 第126回研究例会

日 時: 2017年2月4日(土) 午後3時～5時

会 場: 松ヶ枝福祉館 1F いきがい活動室(金沢市高岡町7番25号)

テーマ: 『障害のある人の就労支援の現状と課題』

報告者: 三津井 司さん

(相談支援専門員、医療・福祉問題研究会会員)

<抄 録>

福祉分野の就労支援制度は、就業する機会の拡大と職業的に自立する機会を増やす目的で、2008年施行の障害者自立支援法(現在は、障害者総合支援法)で制度化されました。背景には、障害種別に分かれていた社会福祉施設から一般雇用への移行者数が少なく、福祉的就労における低工賃の問題がありました。この問題を解決するため、従来の障害者福祉制度を抜本的に変えるための検討がなされ、社会福祉施設を再編成とその給付方法の見直しも併せてこの法律が制定されました。

制度化され、途中に障害者総合支援法に代わりましたが、現在も継続して提供されている「就労移行支援事業」「就労継続支援事業」の2つの福祉サービスがあります。

「就労移行支援事業」は、一般就労を希望される方を対象に、できるだけ一般就労していただけるよう支援するサービスを提供しています。

「就労継続支援事業」は、一般就労が困難な方には、賃金や工賃の水準が向上するよう支援するサービスを提供しています。この事業には「就労継続支援A型事業」「就労継続支援B型事業」があり、それぞれ「雇成型」「非雇成型」として位置づけられています。

今回、「就労移行支援事業」「就労継続支援A型事業」「就労継続支援B型事業」の3種類の就労支援制度の現状と課題について報告します。

※事前申し込み不要、参加費無料です。多数のご参加お待ちしております。

※例会に先立ち、13時より同会場にて運営委員会を開催いたします。

2016年12月23日、松ヶ枝福祉館にて第125回研究例会が開催されました。今回は、「ハンセン病問題は終わっていない」というメインテーマで、舩昭三さん（城北病院名誉院長）、井上英夫さん（金沢大学名誉教授・佛教大学客員教授）のお二人に報告して頂きました。以下、要点をいくつかご紹介します。

まず舩さんからは、ハンセン病に関する医学会の対応・見解について。舩さんは、「日本のハンセン病学会というのは基本的には反省していない」と話した上で、「国際らい会議」、「国際らい学会」での議論の変遷を解説しながら、問題点を紹介されました。その中でも、ハンセン病患者を独自の法律（らい予防法など）によって差別化したことが問題であると語られました。医学という観点で考えるならば、「ハンセン病であること」を理由として隔離などの特別な対応をしたのは大きな誤り。本来すべきだったのは、ハンセン病によって発生した身体の障害・症状に目を向けて医学的に対応することであり、第8回国際らい学会（1963年、ブラジル）では「らいに対する特別の立法は必要でない」との見解も示されたとのことでした。

次に、井上さんから、「特別法廷」問題を中心に報告が行われました。特別法廷とは、裁判所法69条2項に規定されており、例外的に必要な場合に、裁判所外における開廷を認めているというもので、ハンセン病に関しては、95件の裁判が特別法廷で行われました。

その特別法廷の在り方には問題が山積みですが、特に重視すべきは、①裁判所は、「違法ではあったが、違憲ではない。」と主張するが、憲法14条（法の下での平等）の点を考えれば違憲である、②特別法廷は、形式的だけでなく実質的に正しく「公開」されていたのか、③背景に「菊池事件」があるということ（司法・裁判官の独立の問題）、の3点です。

また、井上さんは、大切なこととして、裁判官のさらなる人権意識の向上とともに、すべての人が人権意識を高めることが必要であり、さもなければ、また同じような問題を繰り返してしまう、と警鐘を鳴らしました。

また、今回取り上げたような差別・偏見にまつわる問題は、決してハンセン病だけのことではありません。私たち一人一人が、過去だけでなく現在、そして将来の問題として考え、行動していくことが強く求められているのだと感じました。



「年金引き下げ違憲訴訟」第2回口頭弁論で陳述をして

寺越 博之（年金引き下げ違憲訴訟原告）

年金引き下げ違憲訴訟で原告として陳述

2013年から2.5%の年金削減、2015年4月からのマクロ経済スライドの実施という中で、「子どもや孫達のために年金引き下げの流れにストップをかけよう」と全国で4620名の仲間が「年金引き下げ違憲訴訟」の原告に名を連ね闘っています。私は、これまで宮岸年金訴訟、高生活保護訴訟などに支援する会の事務局として関わってきました。今回の訴訟で初めてサポーターからグラウンドに降りて原告として闘うことにしました。そして、11月1日、年金引き下げ違憲訴訟の第2回口頭弁論がありましたが、そこで年金削減の内容と権利侵害の救済を裁判官に訴える意見陳述をしました。

第2回口頭弁論では、まず、被告・国が「毎回毎回意見陳述やってよいという法的根拠をしめしていただきたい」として「原告の意見陳述はもうよいだろう」と難癖をつけてきました。飯森弁護団共同代表が「原告として口頭意見陳述をするのは当たり前で、原告が意見陳述してはいけないという法的根拠をしめしてほしい」と反論しました。そうした緊張した場の中での意見陳述を行いました。

私は意見陳述を書くために、これまでの年金改革の歴史を調べ、その上で、これまで相談支援をしてきた人達の痛み、つらさを思い出しながら書いてみました。そのためにか、涙でくしゃくしゃになりながら書いていました。紙面の関係で、意見陳述全てを掲載できませんが、裁判官に聞いてもらいたいこととして述べたことを紹介します。是非読んでください。そして是非、皆さんも「若者も高齢者も安心することができる年金制度の確立」のために、年金引き下げ違憲訴訟の傍聴（次回2月8日14:00～）に来てください。また、裁判勝利をめざす会に入会ください。

私の意見陳述「裁判官に分かってもらいたいこと」

私は、石川県民主医療機関連合会の職員として、医療保険制度の改善、国民健康保険や高齢者福祉の改善のために40年間、社会保障を良くする運動に関わってきました。国会にも何度も行き、傍聴も重ねました。社会保障に関わる署名運動は、毎年のように、取り組んできました。しかし、この国の歴代の政府は、多くの国民の願いや声を無視して社会保障の改悪を繰り返してきました。行政も立法も、憲法の理念を尊重し、憲法を政治に生かすということに残念ながらなっていません。

2012年8月、社会保障改革推進法という法律がほとんど審議もしないで強行成立させられました。この社会保障改革推進法は老齢や障害、あるいは貧困などは自己責任であり、病気になったり、貧困に陥った時は、自分の責任で解決をはかり、それができない時は、家族や地域社会の助け合いで解決をはかり、それでも不十分な時に初めて国や自治体が助ける、いわゆる社会保障の自助・共助・公助論というものです。

これは憲法 13 条や憲法 25 条を解釈で改憲したと言えるものです。世界の社会保障の発展の歴史、社会保障の理念と原則に全く逆行する考え方です。

いま実施されている年金・医療・介護などの改悪は、この社会保障改革推進法、その具体化である社会保障改革プログラム法に基づいて実施されています。社会保障改革プログラム法に基づいての施策が続けば続く程、多くの国民の人間らしく生きる権利や暮らしが壊されます。とりわけ、高齢者、障害がある人、シングルマザー、非正規労働者など、社会的に弱者と言われる人たちの権利や暮らしが壊されます。

裁判官、こうした社会的弱者の権利侵害は、司法の場でしか救済されないのではないのでしょうか。

裁判官、現在の高齢者は、戦前から戦後直後まで、何もなかで国によって自由と権利を奪われ大変な我慢を強いられた人たちです。戦後は、頑張っていて国や経済の発展に貢献してきた人たちです。そうした高齢者が、現在、通帳を見るたびに年金が少なくなっている現実のため息をつき、将来に対する言い様がない不安に駆られています。

裁判官、裁かれるのは、政府が言うように、年金だけでは老後の生活ができない、預金などを蓄えてこなかった国民でしょうか。それとも憲法 25 条 2 項や国連の社会権規約第 2 条に規定する国の社会保障増進・向上責任を放棄し、年金制度の改悪を推進してきた国でしょうか。

お金持ちや、大企業の声や要求が優先される現実の社会の中で、社会的に弱く、名もなき人々の声や願いを、司法こそ憲法を暮らしに生かす立場で救うべきではないのでしょうか。

国連の社会規約第 9 条では、「社会保障についてのすべての者の権利を認める」とのべ、「社会保障に対する権利は、あらゆる人のために、あらゆる人のために人間の尊厳を保障するため最も重要なものである」「社会保障は人権である」と説明されています。

いま安倍内閣は、過半数以上の国会議員数を背景に、民主主義と立憲主義を壊す暴走政治を推し進め、人々の尊厳と、人権としての社会保障を踏みにじっています。

裁判官、そうした時代だからこそ、裁判所が、名もなき人々、高齢者の声や訴えに耳を傾けて「特例水準の解消を理由にした年金削減、マクロ経済スライドという仕組みによる際限のない年金引き下げは、原告たちの尊厳を侵害し、憲法 13 条、25 条に反する」という判決をだしていただきたいと述べて、私の意見陳述とします。



医療・福祉問題研究会☆会員紹介コーナー

①氏名：小坂 陽（1991 年9月 21 日生まれ 25 歳の男です）

②所属：城北病院 医療ソーシャルワーカー

③血液型：B 型

④好きな食べ物：梅干し、納豆巻き

⑤出身地：石川県金沢市

⑥好きなアーティスト：椎名林檎、ポルノグラフィティ

⑦趣味：弓道、卓球、モノポリー

⑧最近のブーム：家計簿をつけてムダな出費をなくす

⑨新年の目標：早起きできるように頑張ります！

⑩医療福祉問題研究会についてメッセージ

会への参加を通し、沢山の学びを得て、会員の皆様と交流ができたと思います。今年もよろしくお願い致します。

小坂さんありがとうございました。

次回の会員紹介もお楽しみに！

